

# 議第 8 1 号 呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「建基法」といいます。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号。以下「建築物省エネ法」といいます。）の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするものです。

## 2 条例改正に係る建基法及び建築物省エネ法の改正内容

### (1) 建基法の改正内容

#### ア 住宅等の機械室等の部分の延べ面積不算入に係る認定制度の創設

建築物の機械室等の床面積の合計の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合、建築審査会の同意を得て特定行政庁が許可をすることで容積率の特例を受けることができますが、この度の建基法の一部改正により、住宅又は老人ホーム等に高効率給湯設備等を設置するための機械室等の部分の床面積については、建築審査会の同意なく特定行政庁が認定することで、容積率の算定の基礎となる延べ面積には算入しない制度が創設されました。

#### イ 高さ制限の特例許可制度の創設

第一種低層住居専用地域等においては、原則として、建築物は都市計画により定められた高さの制限を超えてはならないものとされていますが、既存の建築物に対して屋根の断熱改修や屋上への再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置等の省エネルギーに係る改修等を行う際に、構造上やむを得ず高さの制限を超える場合、建築審査会の同意を得て特定行政庁が許可をすることで、高さの制限を超えることができる制度が創設されました。

### (2) 建築物省エネ法の改正内容

小規模建築物（床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの）については、建築物エネルギー消費性能基準に適合させる義務がありませんが、設計者（建築士）は小規模建築物の設計を行うときは、建築物エネルギー消費性能基準への適合性について評価を行い、建築主に対し、当該評価の結果を説明する制度が創設されました。

## 3 条例改正の内容

### (1) 建基法の改正によるもの

住宅等の機械室等の部分の延べ面積不算入に係る認定制度及び高さ制限の特例許可制度が創設されたことに伴い、手数料を徴収する事務について所要の規定の整備をするとともに、当該認定及び許可に係る審査手数料の額を定めます。

審査手数料の額については、当該審査に係る審査所要時間を基に、人件費等の状況を勘案して広島県が算定した額と同額を本市の手数料の額とします。

また、引用する建基法の条項に移動が生じたことに伴い、所要の規定の整理をします。

## (2) 建築物省エネ法の改正によるもの

設計者の建築主に対するエネルギー消費性能評価の説明義務制度に係る規定の追加等により，引用する建築物省エネ法の条項に移動が生じたことに伴い，所要の規定の整理をします。

## 4 施行期日

公布の日